

# JR東海労ニュース

No.1465

2010年9月17日

JR東海労働組合

## 2010年度協約・協定改訂団体交渉 まだまだ議論は不十分！ 回答を受け再申し入れを行う

2010年度協約改訂交渉は、第7回団体交渉の席上、この間の議論を踏まえた会社の回答が示されました。「当社における労働条件や福利厚生レベルは、世間一般と比較するとすでに相当高い水準にある」と会社の認識を示した上で、福利厚生関係の改善点6項目が示されました（JR東海労ニュースNo.1464他参照）。しかし、私たちが切実な職場の声として要求してきた基本的なことは、何ら誠意のある回答はありませんでした。JR東海労はまだまだ議論不足と判断しました。したがって、本日、要求を7項目に絞り、『申12号』として会社に提出しました。

基本的なことは何も解決されていない！

◆条件を付けずに基本協約を締結せよ！

◆早急に組合事務所の便宜供与を行え！

◆申に対しては真摯な労使協議を行え！

◆休日出勤の解消、年間20日年休消化等のため、

適正要員を配置せよ！

◆現等級経過年数による定期昇給額の低減はやめろ！

◆運輸系統の社員運用は本人の意思を尊重すること！

◆専任社員の雇用条件は撤回せよ！

JR東海労申第12号  
2010年9月17日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 山田 佳臣 殿

JR東海労働組合  
中央執行委員長 瀬上 利穂

2010年度労働協約・協定改訂に関する再申し入れ

2010年度協約改訂交渉は、8月19日の第1回団体交渉を皮切りに計7回開催してきました。JR東海労は、職場からの切実な組合員の声を要求としてつくりあげ、その解決のために精力的に交渉を行ってきた。

しかし、141項目に渡る要求からすると十分な議論を尽くしたとは言えない。特に、労使関係・労使の協議のあり方、労働条件の根幹に関わる適正要員の配置や昇給に関する事、運輸系統の社員運用に関すること、60才以上の再雇用、労使の協議のあり方について議論が不十分であると認識するので、改めて下記の通り申し入れるので誠意を持って回答すること。

記

1. 労使関係について  
(1) 会社は、基本協約について、今時協約・協定改訂交渉の過程で「現時点締結できない条件はないと認識している」ことを明らかにした。しかし、すでに「妥結する意志」を伝えているにもかかわらず、組合の方針・活動・判断などが会社の考えと合致しないことなどを基本協約締結の条件にすること自体、組合活動に対する介入であり不当労働行為である。組合が妥結し締結の意思を示したときは、これまでのような条件など行けることなく基本協約を締結すること。

(2) 健全な労使関係の構築を主張するのであれば、早急に本部事務所、新幹線地本事務所、三重地区事務所の便宜供与を行うこと。尚、申第4号を申し入れているので、早急に協議を行うこと。

(3) 組合からの申し入れについては、窓口折衝のみで終わらせ形骸化することなく、団体交渉、経営協議会、業務委員会を開催し労使の真摯な協議の場を設けること。

2. 労働条件について  
(1) 年休の年間20日の発給、休日出勤の解消、自己の時間に依らない充実した教育の実施が出来ないことは、適正要員が配置されていないからである。したがってそれらの問題を解消するために、適正要員を配置する